

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Hong Kong

Sam Li, Partner
National Coordinator of
VAT Reform in Real Estate Sector
Tel: +852 2238 7881
Email: samxhli@deloitte.com.hk

Beijing

Susan Liu, Director
Tel: +86 10 8512 5404
Email: yubjtaxliu@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

Indirect Tax Services**National Leader****Hong Kong**

Sarah Chin, Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern Region**Beijing**

Yi Zhou, Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern Region**Shanghai**

Li Qun Gao, Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern Region**Guangzhou**

Janet Zhang, Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western Region**Chongqing**

Frank Tang, Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

増値税改革—不動産編

2016年3月24日、財政部および国家税務総局はウェブサイト上で「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」（財税[2016]36号）（以下、36号通達）を公布した。当該通達に基づき、2016年5月1日から営業税に代えて増値税を徴収する試験（以下、増値税改革試験）が全面的に実施され、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業もその対象となる。36号通達は交通運輸業、現代的サービス業、郵便および電信業に係る現行の増値税の取扱いにも変更を加えるものであり、財税[2013]106号等の増値税改革試験に関する現行の通達は廃止される。これにより、従来は営業税の対象であった業種もすべて増値税の対象に移行する。

Tax Analysis P232 では、36号通達の重要な規定を全体的に説明したが、本 Tax Analysis では、不動産業に関する規定および当該業種に対する影響について分析する。

36号通達における不動産業に対する政策の要点

不動産の販売に適用される増値税政策

2016年5月1日から、不動産業も増値税の課税対象となり、不動産の販売および土地所有権の譲渡には11%の税率が適用される。一般納税者が旧プロジェクトの不動産あるいは旧不動産を販売する場合、一般課税方式と簡易課税方式のいずれかを選択適用することができる。一般課税方式を選択する場合は11%の税率が適用され、簡易課税方式を選択する場合は5%の徴収率が適用される。

ここでいう“旧プロジェクトの不動産”あるいは“旧不動産”とは、次のものを指す。

- 不動産開発企業が自ら開発した不動産を販売する場合の、「建築工事施工許可証」に記載された契約の着工日が2016年4月30日以前の不動産プロジェクト（“旧プロジェクトの不動産”）
- その他の場合の、納税者が2016年4月30日以前に取得あるいは自己建設した不動産（“旧不動産”）

このほか、36号通達では、各状況下においてどのように課税標準となる売上額を計算するかについても規定している。具体的な政策は、次頁の表一、表二のとおりである。

36号通達の付属文書3（「営業税に代えて増値税を徴収する試験の経過措置に関する規定」）では、個人が住宅を売却する場合に適用される増値税政策について、次のように規定している。

- 個人が自ら建設し、使用する住宅を売却する場合、増値税を免除する。
- 個人が購入した住宅を売却する場合、購入後の年数、不動産の所在地（北京市、上海市、広州市および深圳市にあるか否か）等の条件により、増値税の取扱いが異なる（具体的な政策については、次頁の表三を参照）。

不動産のリースに適用される増値税政策

2016年5月1日から、不動産のリースサービスには11%の増値税税率が適用される。一般納税者がオペレーティングリース方式で旧不動産をリースする場合、一般課税方式あるいは簡易課税方式を選択適用することができる。一般課税方式を選択する場合は11%の税率が適用され、簡易課税方式を選択する場合は5%の徴収率が適用される。関連の政策については、表四を参照。

表一：不動産開発企業が自ら開発した不動産¹を販売する場合の増値税処理

	旧プロジェクトの不動産				新プロジェクトの不動産			
	一般課税方式	簡易課税方式	税率/徴収率/仮徴収率	売上額に係る特殊規定	一般課税方式	簡易課税方式	税率/徴収率/仮徴収率	売上額に係る特殊規定
一般納税者	V	V	一般：11% (3%仮徴収) ² 簡易：5%	一般：土地を譲受した時に政府部門に支払った土地代金を控除することができる。ただし、予納段階では控除できない。 簡易：なし	V	X	11%	土地を譲受した時に政府部門に支払った土地代金を控除することができる。
小規模納税者	X	V	5%	なし	X	V	5%	なし

注1：不動産開発企業が代金前受方式を採用して開発した不動産を販売する場合、前受金を受領した時に、3%の仮徴収率で計算した増値税を予納する。

注2：一般課税方式を適用する場合、3%の仮徴収率で計算した税額を不動産の所在地で予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行う。

表二：不動産を自ら開発する場合以外¹の増値税処理

	旧不動産				新不動産			
	一般課税方式	簡易課税方式	税率/徴収率/仮徴収率	売上額に係る特殊規定	一般課税方式	簡易課税方式	税率/徴収率/仮徴収率	売上額に係る特殊規定
自己建設したものでない不動産								
一般納税者	V	V	一般：11% (5%仮徴収) 簡易：5%	一般：予納段階で不動産の購入原価または取得時の価格を控除できる。 簡易：不動産の購入原価または取得時の価格を控除できる。	V	X	11% (5%仮徴収)	予納段階で不動産の購入原価または取得時の価格を控除できる。
小規模納税者 ²	X	V	5%	不動産の購入原価または取得時の価格を控除できる。	X	V	5%	不動産の購入原価または取得時の価格を控除できる。
自己建設した不動産								
一般納税者	V	V	一般：11% (5%仮徴収) 簡易：5%	なし	V	X	11% (5%仮徴収)	なし
小規模納税者	X	V	5%	なし	X	V	5%	なし

注1：不動産を自ら開発する場合以外で不動産を販売する場合、納税者は原則として、不動産の所在地で税額を予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行わなければならない。

注2：個人経営者が購入した住宅を売却する場合およびその他の個人が不動産を売却する場合を含まない。

表三：個人が購入した住宅を売却する場合の増値税処理

	2年未満		2年以上	
			普通住宅以外の住宅	普通住宅
北京市、上海市、広州市および 深圳市以外の地域	5%の徴収率により 全額の増値税を納付	増値税を免除		
北京市、上海市、広州市および 深圳市	5%の徴収率により 全額の増値税を納付	5%の徴収率により (売却収入と購入代 金の) 差額について 増値税を納付	増値税を免除	

表四：不動産のオペレーティングリースに係る増値税処理

	旧不動産			新不動産		
	一般課税方式	簡易課税方式	税率/徴収率/ 仮徴収率	一般課税方式	簡易課税方式	税率/徴収率/ 仮徴収率
一般 納税者 ¹	V	V	一般：11% (3%仮徴収) 簡易：5%	V	X	11% (3%仮徴収)
小規模 納税者 ^{1, 2}	X	V	5%	X	V	5%
個人によ る住宅の リース	X	V	1.5%	X	V	1.5%

注1：納税者が機構所在地と同一の県（市）にない不動産をリースする場合、原則として、不動産の所在地で税額を予納した後、機構所在地の税務機関で納税申告を行わなければならない。

注2：個人が住宅をリースする場合を含まない。

コメント

短期的には不動産企業の増値税負担に与える影響は小さい可能性がある

不動産業は開発周期が長く、資産が大きく、複雑で、所要資金額も大きいといった特徴を有する。36号通達では、不動産業のこのような特徴を考慮し、旧プロジェクトの不動産および旧不動産に対して経過措置が設けられた。すなわち、一般納税者が旧プロジェクトの不動産および旧不動産を販売もしくはリースする場合には、5%の徴収率に基づく簡易課税方式を選択適用することができる。このような経過措置の下で、短期的に不動産企業の増値税負担はほぼ同水準となるか、あるいはやや小さくなる可能性があり、営業税から増値税へのスムーズな移行を果たすという政策策定部門の要求を満たすことになる。ただし、長期的に見れば、不動産の新プロジェクトには11%の税率が適用され、且つ不動産開発原価のうち一定割合を占める人件費や利息支出は仕入税額の控除を受けられないことから、将来的に不動産企業の増値税負担は増加する可能性がある。

不動産に係る仕入税額控除の政策は商業不動産の販売に有利である

一般納税者が2016年5月1日以降に取得し、且つ会計上、固定資産として計上した不動産、あるいは2016年5月1日以降に取得した不動産の建設中工事は、特殊な場合を除き、取得した日から2年間にわたり、その仕入税額を売上税額から控除することができる。1年目の控除割合は60%、2年目の控除割合は40%である。この政策により、不動産を購入する企業の売上税額から控除できる仕入税額が大きくなり、当該企業の納付税額は小さくなることが期待される。特に、控除可能な仕入税額に限られている企業にとって、その効果はより明らかであろう。現在の不動産市場の趨勢、および不動産投資のもたらす価値増大効果を考えると、この不動産に係る仕入税額控除の政策は商業不動産の販売を促進する可能性がある。

不動産開発企業は旧プロジェクトの不動産に対する課税方式を選択することができる

不動産開発企業は旧プロジェクトの不動産に対して、一般課税方式と簡易課税方式のいずれかを選択適用することができる。これらの方式の比較は下表のとおりである。

項目	一般課税方式	簡易課税方式
税率/徴収率	11% (税率)	5% (徴収率)
仕入税額を控除できるか否か	可	不可
土地を譲受する時に政府部門に支払った土地代金を売上代金から控除できるか否か	可	不可
増値税管理	比較的複雑である	比較的簡単である

2つの課税方式にはそれぞれ優劣がある。不動産開発企業は旧プロジェクトの不動産に係る今後の仕入税額を見積もり、自社における増値税管理の水準も考慮した上で、いずれを選択するかを決める必要がある。

土地代金を売上代金から控除できることを明確化

36号通達の付属文書2（「営業税に代えて増値税を徴収する試験の関連事項に関する規定」）では、従来から不動産開発企業に関心を寄せてきた土地代金の処理問題について明らかにしている。すなわち、一般納税者である不動産開発企業が自ら開発した不動産を販売する場合、土地を譲受した時に政府部門に支払った土地代金を売上代金から控除して、課税標準となる売上額を計算することができる（簡易課税方式を選択適用する旧プロジェクトの不動産を除く）。

現在、政府部門が受領する土地代金は増値税を納付する必要がなく、土地代金に係る仕入税額の控除は生じないことから、このような処理は不動産開発企業にとって望ましいものと考えられる。しかし、不動産開発企業が旧プロジェクトの不動産に対して簡易課税方式を選択適用する場合、5%の徴収率が適用されるものの、土地代金の控除はできないことに留意しなければならない。関連する企業は課税方式の選択が増値税負担に与える影響に注意する必要がある。

従来の営業税政策の一部は踏襲される

不動産業について営業税から増値税へのスムーズな移行を果たすため、従来の不動産業に係る営業税政策の一部は、増値税改革試験の枠組みの下でも踏襲される。その例として、以下が挙げられる。

- 個人が住宅を売却する場合の増値税政策は営業税と基本的に一致し、北京市、上海市、広州市および深圳市において購入から2年以上経った普通住宅以外の住宅に対しては、特別な政策が適用される。
- 資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式で、すべてまたは一部の現物資産および関連の債権、債務と労働力を併せてその他の組織または個人に譲渡する場合の、不動産、土地使用権の譲渡行為に対しては、増値税を徴収しない。
- 不動産主管部門あるいはその指定機関、公積金管理センター、開発企業および物件管理企業が代理徴収する住宅特別補修基金に対しては、増値税を徴収しない。
- 不動産の無償譲渡は販売とみなす。ただし、公益事業に用いられるか、社会公衆を対象とする場合を除く。
- 不動産のリースサービスに代金前受方式を採用する場合、前受金を受領した当日に納税義務が発生する。

対応策に関するアドバイス

増値税は営業税と仕組みも徴税管理上の要求も大きく異なるため、営業税から増値税への移行は企業の財務と税務に影響を与え、業務運営や内部統制に関しても課題を与えることになるだろう。不動産業が増値税の対象となる5月1日まで40日もなく、最初の増値税申告の期限は6月25日であることから、不動産企業がいくつかの重要な作業に優先的に取り組むことを提案する。

2016年5月1日以前

- 所轄税務機関の要求に従い、増値税納税者の登記、課税方式の選択、税金統制設備の購入、増値税インボイス（発票）の申請作業を行うこと
- 不動産業の税負担の変化を試算、評価し、旧プロジェクトの不動産に係る課税方式を適切に選択すること
- 増値税改革試験による変化に対応するための販売と仕入の方針策定について検討すること
- 売上代金と税金を分ける観点から、業務運営モデルをレビューすること
- 増値税にかかわる会計計算を改めること
- サプライヤー情報の収集、分類および整理を行うこと
- 契約書のレビューと修正を行うこと
- 管理者、財務担当者、業務担当者に対する研修を行うこと

2016年6月25日以前

- 増値税の実務手続およびコンプライアンスに関する作業を行い、顧客の要求に従って増値税専用発票または普通発票を発行するとともに、取得した増値税専用発票の認証を受けること

- 会計計算の移行をスムーズに行うこと
- 初回の増値税申告を行うこと
- 増値税管理マニュアルを作成、整備すること
- 具体的な研修を実施すること

2016年6月25日以降

- 情報システムの改造と増値税管理システムの構築を行い、増値税の処理と業務のプロセスに対して系統的な管理を行うこと
- 業務プロセスの最適化を図り、不動産企業の税務効率の向上を図ること

以下では、上述した作業のうちいくつかについて具体的に説明する。

不動産業の税負担の変化を評価し、旧プロジェクトの不動産に係る課税方式を適切に選択する

旧プロジェクトの不動産には様々な状況が存在する可能性がある。例えば、まだ着工していないもの、工事の進捗が緩慢で、今後に多額の仕入税額が発生すると見込まれるもの、工事は半分以上進んでいるが、なお多くの仕入税額が発生し得るもの、竣工が近いもの等である。不動産企業は旧プロジェクトの不動産がいずれの段階にあるかを理解し、今後発生する可能性のある仕入税額と将来の販売予測に基づき、一般課税方式と簡易課税方式の下での税負担を比較するとともに、各課税方式の管理上の要求も考慮した上で、適切な課税方式を選択しなければならない。

なお、一般納税者である不動産企業に財政部および国家税務総局の規定する特定の課税行為が発生した場合、簡易課税方式を選択適用できるが、一旦選択したら、**36**か月間は変更することができない。

増値税改革試験による変化に対応するための販売と仕入の方針を策定する

不動産市況に基づき、不動産取引の当事者双方の市場における地位も考慮した上で、増値税負担の合理的な転嫁と配分を実現するために、価格交渉を行い、不動産の販売価格またはリース価格を適切に調整する。それと同時に、一般課税方式を適用する場合は、より多くの仕入税額を売上税額から控除できるように、仕入段階においてできる限り増値税専用発票を取得するようにする。

増値税改革試験による影響を十分に考慮した上で、業務運営モデルの最適化を図る

増値税にかかわる業務のプロセスと現行の業務運営モデルをレビューする。

販売にかかわる事項

- 販売の方式とプロセスを識別し、増値税にかかわる業務の類型とリスクを整理して、適用する課税方式と各業務の特徴に基づいて分類を行い、あるいは資産の再編を行うことを検討する。
- 業務のプロセスと計算方法をレビューし、売上代金と税金を分け、収入および売上税額を正しく計算する。

仕入にかかわる事項

- 仕入の方式とプロセスを識別し、仕入の内容とリスクを整理して、各原価と費用の増値税処理を分析する。また、業務のプロセスと計算方法をレビューし、原価と費用および仕入税額を正しく計算する。
- 増値税の課税項目、免税項目、簡易課税項目の仕入税額および用途を区分できない仕入税額の整理と分類を行い、控除可能な仕入税額と原価に算入すべき仕入税額の計算基準を決める。
- 将来的に仕入税額の控除が問題となる可能性のある状況を識別する。

業務運営モデルの最適化案には以下が含まれるが、これらに限られない。

- 販売方式：請求書の発行と入金のプロセス、取引の分類および適用税率の選択、売上代金と税金の分離、発票の管理、顧客の管理、および価格調整案等
- 仕入方式：仕入段階の発票の管理、支払のプロセス、代金前払のプロセス、費用の未払計上のプロセス、サプライヤーの管理

企業の会計計算、税務申告、発票管理について再整理し、増値税管理マニュアルを作成する

会計制度における増値税にかかわる計算要求に基づき、会計システムの改造すべき点と新たなコントロールポイントを識別する。これには、複数レベルの会計科目の設置と調整、固定資産に係る仕入税額の処理等が含まれるが、これらに限られない。また、代金と税金を正しく分けて記録し、税務申告がデータで裏付けられるようにする。

さらに、増値税発票の管理システムを構築するとともに、増値税にかかわるマニュアル、規則および方針をレビュー

し、修正または追加すべき内容を識別することにより、増値税管理マニュアル等を整備する。

顧客、サプライヤーのレビューを行う

企業の顧客およびサプライヤーのレビューを行い、実際の状況に応じて、その類型を整理する。

- 顧客：個人顧客と法人顧客を区分し、法人顧客については増値税の一般納税者と小規模納税者を区分する。
- サプライヤー：各サプライヤーの増値税の納税者身分を識別し、且つ関連の情報を収集する。
- 顧客に対する増値税発票の発行、サプライヤーからの増値税発票の取得の状況を分析し、増値税発票の必要量を判断する。
- 発票の発行および取得の状況が異なる場合の、顧客、サプライヤーとの価格交渉の余地および税務上の影響について試算する。

契約書のレビュー

典型的な契約書を選んでレビューを行い、増値税改革試験の実施によって影響を受ける条項を識別する。以下を含む。

- 業務、財務、運営、法務等の部門から税金にかかわる契約書のサンプルを収集する。
- 契約書のサンプルにおける増値税に関連する条項（例えば、発票に関する規定、税込み/税抜き価格、支払方式、契約金額の確定等）を識別し、各契約当事者の交渉力も考慮して、税務の観点からの修正案を提示する。
- 増値税改革試験の経過措置期間に係る契約について、契約履行の実状を踏まえ、経過的な対応案を提示する。例えば、契約書に規定のない税金にかかわる事項について補充条項を追加するか、あるいは増値税改革試験の実施前に一部の決済を行い、発票を発行する。

増値税改革試験に関する研修を実施する

不動産企業は速やかに増値税改革試験の実施に対応できるように、できるだけ早く財務と税務の担当者、業務担当者および管理者に対して、各々に合わせた研修を行い、増値税改革試験の実施後における不動産業の経済指標への影響、増値税政策の規定の適用、変更される会計計算に関する要求、および業務と管理のプロセス（契約の締結、取引の相手方に関する情報の収集、仕入の管理、発票の管理等を含むが、これらに限られない）について説明する必要がある。

今後の政策および所轄税務機関の増値税実務の動向を注視する

36号通達における不明確な事項について、租税政策部門は今後、明確化を図る可能性がある。不動産企業が今後の政策と所轄税務機関の増値税実務の動向に注意を払い、税務コンプライアンスの向上を図ることを提案する。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jjchung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー
TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー
TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email: yaogawa@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), and its network of member firms, and their related entities. DTTL and each member firm are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500 companies.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 23 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP.